

選挙 未来をつくるあなたの一票大切に

●問い合わせ 大津町選挙管理委員会（役場 総務課内） ☎096(293)3111

平成29年2月5日(日)は、大津町長選挙と大津町議会議員一般選挙の投票日です。

これからの町政を託す人を決める、大津町にとって大切な選挙です。有権者の皆さんは、忘れずに投票しましょう。

●投票時間 午前7時～午後7時

大津町では、投票日当日の投票時間が1時間短縮され、午後7時までとなっています。投票にお越しの際には、十分ご注意ください。

立候補予定者説明会を開催します。

次のとおり説明会を開催しますので、立候補予定者の皆さんはお忘れなくご出席ください。

○大津町長選挙 立候補予定者説明会

日時 平成29年1月5日(木) 午後1時30分

場所 オークスプラザ1階 研修室 1・2

○大津町議会議員一般選挙 立候補予定者説明会

日時 平成29年1月5日(木) 午後3時

場所 オークスプラザ2階 ふれあいホール



「郵便等による不在者投票をご存知ですか？」

次のいずれかに該当する人は、自宅などで投票用紙に記載して選挙管理委員会に郵送する「郵便等による不在者投票」を行うことができます。対象者は下の表を参考にしてください。

投票をするにあたっては、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けている人に限ります。

詳しくは、お問い合わせください。

対象者	障害の種類	級など
身体障害者手帳の交付を受けている人	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級、3級
	免疫、肝臓の障害	1級、2級、3級
戦傷病者手帳の交付を受けている人	両下肢、体幹の障害	特別項症、第1項症、第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
介護保険の要介護の認定を受けている人	種類は問わず	要介護5

眼科 健診 3歳児眼科健診について

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係（子育て・健診センター内） ☎096(294)1075

町では、3歳児を対象に、委託医療機関で眼科健診を実施しています。受診票は3歳5カ月頃に対象者へ個別通知します。委託医療機関へ事前予約を行い、必ず受診票を医療機関に提示してください。予約がない場合や、受診票がない場合は受診できません。異常を早く見つけて、必要な治療を行うことで、視力の発達を促すことができます。早期発見・早期治療のため、健診を受け、気になる場合は早めに受診しましょう。

●対象者

- ・町に住民票の登録のある3歳児（受診券の有効期限・4歳の誕生日の前々日まで）3歳6カ月を目安に受診しましょう。

●指定委託医療機関（要予約）

- ・古賀眼科（室39815） ☎096(293)1411
- ・熊本セントラル病院 眼科（室955） ☎096(293)0555

※委託医療機関以外での受診はできません。

※受診券の有効期限を過ぎた場合、また町外へ転出された場合は受診できません。

●持参物

受診票、問診票、住所が確認できるもの（保険証など）

募集 大津町非常勤職員・臨時職員募集

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

非常勤職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
保育士（短時間勤務）	大津保育園または分園	月～金	8:00～12:00または14:00～18:00	保育士	無	有	任用期間1～3年 月額 84,800円
保育士	大津保育園または分園	月～金のうち週4日（まれに土日勤務あり）	8:45～17:00を基本に週29時間	保育士	有	有	任用期間1～3年 月額 142,100円

臨時職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
一般事務	本庁ほか	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分		無	有	任用期間6カ月以内(更新なし) 月額 4,270円
介護支援専門員	地域包括支援センター	月～金	8:30～17:15	介護支援専門員（または保健師、看護師）	有	有	任用期間6カ月以内(更新あり) 月額 8,560円
特別支援補助員	町内小中学校	月～金（学校開校時のみ）	8:00～17:00のうち6時間30分	看護師または養護教諭免許	有	有	任用期間6カ月以内(更新あり) 月額 6,370円
保健師・看護師	地域包括支援センター	月～金	8:30～17:15	保健師または看護師	有	有	任用期間6カ月以内(更新あり) 保健師 月額 7,750円 看護師 月額 7,600円

○申込期限 12月15日(木)

○受付時間 午前9時～午後5時（土、日、祝を除く）

○申込方法 履歴書および資格証明書（写し）を役場総務課に提出してください。

○任用開始 平成29年1月1日以降

○その他 ①申込者には、面接を実施予定です。
②募集の詳細などは変更になる場合があります。不明な点はお気軽にお尋ねください。

農業委員 農業委員会制度が変わります

●問い合わせ 大津町農業委員会 ☎096(293)6686

農業委員会が、農地利用の最適化を推進するために、「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日から施行されました。施行日以降に任期が満了する農業委員会には経過措置があり、町農業委員会は平成29年7月20日以降に新制度が適用されます。

●主な改正点

■農業委員会事務の重点化
・農業委員会は、農地の権利移動などに関する許可事務に加え、農地利用の最適化が最も重要な業務となります。
・農地利用の最適化の業務として、「担い手への農地の集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」を推進します。

■農業委員制度・農業委員選出方法の変更
・農業委員の公選制が廃止され町長が議会の同意を得て「任命」します。

・任命に当たっては、地域の農業者や農業団体などに候補者の推薦依頼や公募も行います。推薦と公募の結果は公表が義務付けられています。

※農業委員の構成の注意点
・「農業委員の過半を認定農業者で構成すること」
・「農業委員会の業務に利害関係を有しない者を含めること」
・「年齢・性別が偏らないよう女性や青年の登用に配慮すること」
などが必要になりました。

■農地利用最適化推進委員の新設
・農地などの利用の最適化を推進・強化するために、「農地利用最適化推進委員」を新たに設置します。
・主な業務として、担当区域の「担い手への農地集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」など現場活動を行い、農業委員と密接に連携して活動します。

・農業委員同様、地域の農業者や農業団体などに候補者の推薦依頼や公募を行い、農業委員会が委嘱します。推薦と公募の結果も公表が義務付けられています。

※新しい農業委員・農地利用最適化推進委員の募集については、平成29年1月頃に行う予定です。